

学校法人酪農学園内部監査規程

2008年7月3日

規程2008-4号

2023年5月26日

改正規程2023-003号

（目的）

第1条 この規程は、内部監査（以下「監査」という。）に必要な事項を定めることにより、学校法人酪農学園（以下「学園」という。）における業務の適正化、効率化及び職員の業務に関する意識の向上を図り、もって学園の健全な発展と社会的信頼の保持に資することを目的とする。

（監査の定義）

第2条 前条に規定する監査は、学園の業務全般について、法令及び学園が定める諸規程並びに社会的規範等に則り適正に執行されているかを公正かつ客観的な立場で検討及び評価し、学園の発展にとって有効な改善、改革案の助言を行うものである。

（監査の対象）

第3条 この規程における監査の対象は、学園の業務全般とする。

（監査の種類）

第4条 この規程における監査の種類は、次のとおりとする。

（1）業務監査

学園の業務が、法令及び学園の諸規程等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかを検証するとともに、組織運営及び業務管理のあり方について業務の適正化、効率化の観点から助言を行う。

（2）財務監査

学園の財務及び関連業務が、法令及び学園の諸規程等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかを検証するとともに、財務上の観点から助言を行う。

（3）システム監査

学園の業務で使用しているシステムが、法令及び学園の諸規程等に準拠して、適正かつ効率的に運用されているかを検証するとともに、システムの信頼性、安全性及び効率化の観点から助言を行う。

（内部監査室）

第5条 監査に関する業務を行うため、理事長のもとに内部監査室（以下「監査室」という。）を設置する。

2 監査室に次の職員を配置し、監査担当者とする。

（1）監査室長 1名

（2）監査室員 若干名

3 理事長は必要に応じて、専任職員の中から臨時に監査担当者を委嘱することができる。

（監査の区分）

第6条 監査は、定期監査と臨時監査に区分する。

（1）定期監査

あらかじめ定められた監査計画に基づき、原則として年1回実施する。

（2）臨時監査

理事長の命により、必要に応じて実施する。

（監査担当者の権限）

第7条 監査担当者は、被監査部署及び関連部署の職員に対し、関係資料の提出及び業務の説明等を要請することができる。

2 被監査部署及び関連部署の職員は、前項の要請を正当な理由なくして拒むことはできない。

（監査担当者の遵守事項）

第8条 監査は、すべて事実に基づいて行い、常に公正不偏でなければならない。

2 被監査部署の業務に関し、直接に指示を行ってはならない。

3 被監査部署の業務に著しい支障を及ぼさないよう配慮しなければならない。

4 職務上知り得た事項を正当な理由なくして他に漏洩してはならない。

（監査計画書）

第9条 定期監査については、年度初めに被監査部署、監査事項、監査日程、その他必要事項を記載した監査計画書を作成し、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

（監査調書）

第10条 監査担当者は、実施した監査の内容について記録した監査調書を速やかに作成しなければならない。

（講評会の開催）

第11条 監査担当者は、監査終了後、被監査部署に対し講評会を開催し、被監査部署の意見の具申があるときは、監査担当者は十分にその意見を聴取し、監査報告に資するものとする。ただし、講評会を開催できない場合は、主な指摘事項等を被監査部署に内示し意見を求めるものとする。

（監査の報告）

第12条 監査室長は、第10条の監査調書等に基づき監査報告書を作成し、理事長に報告しなければならない。監査報告書提出に際し、指摘事項及び改善等の助言があるときは、意見を付記するものとする。

2 監査を実施している間において、重要と思われる事項を発見した場合は、直ちに理事長に報告しなければならない。

（改善等の指示）

第13条 理事長は、前条の報告書により改善等の処置が必要と判断したときには、常務理事、学長、校長及び事務局長に対して業務改善を指示する。

2 理事長は、必要に応じ理事会又は監事に報告する。

（他の監査との関係）

第14条 監査室長は、監事から要請を受けた場合は、監査結果を報告しなければならない。

（監査の手続き等）

第15条 監査の実施について、手続き等必要な事項は別に定める。

2 公的研究費に係る監査については、効率的・効果的かつ多角的な監査が実施できるよう監査計画を立案し、内部監査の実施等により不正発生要因の分析を行い、随時効率化・適正化を図るものとする。

（規程の改廃）

第16条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

1 この規程は、2008（平成20）年7月3日から施行する。

2 学校法人酪農学園内部監査要領は、廃止する。

附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則（2023年5月26日改正規程2023-003号）

この規程は、2023年5月26日から施行する。